

【ポスターセッション】

虐待をめぐる社会の認識変化

—2000年から2018年の「児童虐待」報道に関する『読売新聞』と『朝日新聞』の分析から—

○ 立命館大学 笹谷絵里 (009142)

キーワード3つ：児童虐待、母子保健、社会認識

1. 研究目的

本稿の目的は、2000年4月1日から2018年3月31日までの児童虐待に関する新聞記事の内容を分析することで、社会の虐待への認識がどのように変化してきたのかを明らかにすることである。虐待について「児童虐待の防止等に関する法律」では、次のように定義されている。「児童虐待」とは、保護者とその監護する児童（十八歳未満）に対し、①児童の身体に外傷が生じる、または、生じるおそれのある暴行を加えること。②児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他、保護者としての監護を著しく怠ること、と示されている。日本では、1980年代までは児童虐待は特殊な家庭の問題であり、虐待はごく少ないと認識されていた。1990年代に入り一般的な家庭でも起きる社会的な問題であると捉えられるようになった（花田他 2007）。本発表では2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されて以降、虐待、特に乳幼児や児童に関する虐待に対して社会の認識がどのように変化したのか/しなかったのかを新聞記事の分析から提示することである。

2. 研究の視点および方法

本発表は、従来の児童虐待の先行研究の知見を踏まえたうえで、児童虐待に対する社会の認識がどのように変化してきたのかを『読売新聞』と『朝日新聞』の2誌から分析する。とりわけ、子育てと母子保健が密接関連し、規範化する過程を明らかにしたい。

日本での具体的な虐待防止に関わる取り組みとしては、1994年に「児童の権利に関する条約」を批准し、その後、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定、公布された。2004年の改正で、通告の対象が「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大され、2008年の児童虐待の防止等に関する法律・児童福祉法の改正によって立ち入り調査、面会・通信等の制限の強化がなされた。2009年の児童福祉法改正により、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業等）が法定化、努力義務となりすべての新生児が誕生した家庭には原則訪問がなされることとなった。他にも要保護児童対策地域会議の機能が強化された。2012年の民法及び児童福祉法の改正では、親権停止制度の創設、法人や複数人の未成年後見人が選任可能となった。2016年の児童福祉法の改正によって、児童相談所の東

京 23 区での設置が認められるとともに、専門職の配置の義務化、子どもの安全確保のために家庭に強制的に立ち入る「臨検・捜索」が容易となった。このように、児童の完全確保や生命のためにより、虐待の早期発見と発生の予防が強化されてきた。

これらの変化を前述の 2 誌から分析する。分析対象期間は 2000 年 4 月 1 日~2018 年 3 月 31 日である。

3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたって、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針の「引用」などに関わる規定を順守した。

4. 研究結果

主な調査結果として、児童相談所における児童虐待の対応件数は増加の一途をたどっている。平成 28 年度（速報値）では 122578 件の相談が寄せられており、相談件数が増加した要因は心理的虐待の増加と警察等からの通告の増加があげられている。一方、記事分析では 2004 年と 2010 年をピークに 200 件から 300 件が記事に取り上げられるにとどまり、大幅な増加とはなっていない。2004 年の虐待事件としては、岸和田中学生虐待事件、2010 年には大阪 2 児餓死事件が大きく報道された虐待報道である。だが、児童虐待の対応件数の増加に比べ虐待事件自体（傷害致死や虐待死）の記事には大幅に増加する傾向はみられなかった。

5. 考察

本発表では、新聞記事の分析から児童虐待に対する社会の認識がどのように変化してきたかを分析することを試みた。結果、虐待の対応件数は増加しているが、事件として取り扱われる重度のケースが増加しているとはいえ、それが虐待の早期発見や発生予防の成果か、については議論を行う必要がある。2007 年度から「こんにちは赤ちゃん事業」（乳児家庭全戸訪問事業）が開始になるなど母子保健の役割が重要視され、母親の養育力の向上等が目指されている。2011 年からは厚生労働省の通知に基づき出産や産後の生活に不安のある妊婦や親（母親）への支援について各機関が連携し情報提供を行うこととなった。だが、児童虐待の事件を分析すると決して母親のみが虐待しているわけではない。母子保健法が、母子は性別に基づくものではないとしながらも、「母親」への支援が重視され、養育力の向上が目指されている現状については今後さらなる議論が必要であろう。

本研究はトヨタ財団 2016 年度研究助成プログラム「母子保健における『標準化像』の形成過程に関する歴史的研究」（D16-R-0611 研究代表者：由井秀樹）による研究成果の一部である。

【引用文献】花田裕子・永江誠治・山崎真紀子・大石和代（2007）「児童虐待の歴史的背景と定義」『保健学研究』19（2）：1-6.